

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

|                   |                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 朝倉市<br>(40228)                                                      |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 宮野<br>(烏集院、下町1、下町2、新道、落合、中宮野、立野、八坂、下須川、長安寺、山後、上須川、尾西、来光寺、下比良松、上比良松) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年5月31日<br>(第1回)                                                  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

(烏集院地区)

- ・中間管理機構が取り組んでいる地区については問題ないが、担い手がいなく、機械の補助要件も厳しいため規模の拡大ができない。
- ・H29年災害で通れなくなっており、長いこと消毒をしていないため、今後やっていくのは厳しい。受け手もない。

(宮野・比良松地区)

- ・水田は基盤整備しているためどうにかなるが、畑を考えないといけない。
- ・(農)宮野ファームは、中宮野の果樹をメインでやっていく。水田については、今は考えていない。
- ・農産物の価格が低く、作れば作っただけマイナスになるので、若い者に農業を勧められない。
- ・基盤整備したところも含め、農地が狭い。2筆を1筆にするなど大区画化を検討していく。
- ・水田でも基盤整備していないところは借り手がない。条件の悪いところは借りない。
- ・収入が上がらないことには新規も続かない。
- ・新規就農者の呼び込みを行うのであれば、家と機械をセットにしないとけない。

(須川地区)

- ・災害で道がなくなってしまい、辞めている人がいる。その園地に炭疽病など入っているので、今後使えない。
- ・地域に後継者がいない。
- ・5～10年後に柿山の後継者は難しい。平地に降りてくればいいのかもかもしれないが。
- ・農道及び林道の復旧がされていない。
- ・果樹は機械化ができない部分が多いため、農地を大きく広げることができない。
- ・鳥獣被害があり、電柵の申請をしているが、抽選方式なので毎回できるとは限らない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

(烏集院地区)

- ・耕作者のいない農地については、(株)やまやコミュニケーションズに集約を行う。
- ・新規就農者、入り作の受入を行い、担い手の確保を行う。その場合、草刈りなどの地域の機能保全管理作業に積極的に携わって貰う体制を整備する。

(宮野・比良松地区)

- ・地区外から農家を呼び込むために住宅の確保を行うと共に、機械や農地をリスト化し、新規の人が優先的に活用出来る体制について協議を行う。

(須川地区)

- ・柿は平地に集約することで効率を上げていく。
- ・地権者と協議を行い、水田の集約を行う。
- ・貸し農園などによる多様な経営を検討し、農地の利用方法を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 590 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 522 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

(烏集院地区)

・ほ場整備地については、(株)やまやコミュニケーションズや(農)あさくら烏集院ファームに集約を行う。

(宮野・比良松地区)

・認定農業者と営農集団、地区外から呼び込む新たな担い手による農地利用を行う。

・優良農地を中心に荒廃対策を行う。

(須川地区)

・認定農業者や認定新規就農者、営農集団を始め、兼業農家など今後も営農を行う農業者による農地利用を行う。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

(烏集院地区)

・農地中間管理機構を活用して、担い手へ段階的に集約する。

(宮野・比良松地区)(須川地区)

・担い手の経営意向を踏まえ、地権者と協議を行いながら、段階的な集約を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

(烏集院地区)

・基盤整備事業を行う意向はないが、簡易的な暗渠排水や畦畔除去などについては地域で協議を行っていく。

(宮野・比良松地区)

・地権者と協議を行い、理解を得ながら、事業による畦畔除去などの大区画化を検討する。

(須川地区)

・地権者と協議しながら、事業の実施について検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(烏集院地区)

・草刈りなど地域の機能保全管理作業に積極的に携わって貰うよう整備して、地区外等からの新規就農者の受入を行っていく。

(宮野・比良松地区)

・地区外からの担い手を呼び込み、住宅や機械、農地などをリスト化して、受け入れる体制を整備する。

(須川地区)

・柿園地を貸し農園にするなど、多様な経営を行ったりして担い手を確保していけるよう継続協議していく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(烏集院地区)

・JAが提供しているサービス(デイワーク)の活用を検討する。

(宮野・比良松地区)

・水稻の苗箱作成作業を継続して(農)宮野ファームへ委託するが、高齢化のため将来のやり方について検討していく。

(須川地区)

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/>            | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害があり、電柵の申請をしているが、抽選方式であるため効率的な方法を検討していく。  
 ⑦大雨によりため池に土砂が流入するなどして浅くなっている。また、草刈りなどの管理が難しくなっているため、地域で機能保全管理作業の体制について検討していく。